

## 日本語教育を必要とする多様な児童生徒への生活言語の指導力向上モデルの提案

A proposal of the leadership improvement model  
for various kinds of students who need Japanese education孕石 敏 貴\*  
Toshiki HARAMIISHI野村 泰 朗\*\*  
Tairo NOMURA

〈あらまし〉平成2年の「出入国管理及び難民認定法」改正施行による日系人を含む外国人の増加とともに、全国的に日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加傾向が続く中、日本語指導教員や日本語指導補助者の数は十分ではない。また、学校教育の一環として行う日本語指導の質を担保するための教育課程や指導法も、地域や学校によって異なっている。多くの地域に散在する当該児童生徒を試行錯誤しながら指導する現状において、円滑な指導のために支援モデルを提案することは必要である。さらに、日本語の指導法や日本語指導のための「特別の教育課程」編成における形式知や暗黙知の共有化を実現するための指導力向上モデルを提案することは急務であるといえる。

〈キーワード〉日本語指導 外国人児童生徒 教員の指導力 特別の教育課程

## 1. はじめに

## 1. 1. 外国人児童生徒の状況

公立学校を対象にした「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」（文科省 2012a）によれば、全国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は平成3年時での5,463人から平成24年には27,013人と4.9倍に増加している。また、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は6,171人と前年より12.3%増加した。当該児童生徒数が最も少ない鳥取県の6人（5校）から最も多い愛知県の5,878人（648校）まで都道府県ごとの当該児童生徒数に違いがあるものの全ての都道府県の学校に在籍している。

そもそも、当該外国人児童生徒の問題の顕在化は、それまでもに農村部の労働力に依存してきた3K（きつい・きたない・危険）と呼ばれる単純労働人口が日本人就労者の減少により絶対的に不足してきたことと、1980年代の「バブル経済」期に発生した製造業や建設業を中心とした労働力不足という2つの問題を解決するために、中国、韓国、フィリピン、インドネシア、マレーシア、イラン等から百万人近い労働者が日本に流入したことにある。

彼らは、それまでの在留外国人とは異なる「ニューカマー」と呼ばれている。当事の出入国管理法では非熟練単純労働者の移民と就労は禁止されており、彼らの多くが短期滞在のビザで入国し、ビザ期限が切れた後も不法

残留者となったため社会問題化した。そのため1990年に入管法を改正することで、労働力問題に対して①外国人研修生制度による低賃金外国人労働者の確保②日系3世までの滞在ビザの発給緩和という2つのルートによる確保を可能にした。その結果、ブラジルやペルーといった主に南米諸国からの外国人が大量に流入することとなった。

表1 平成24年度日本語指導が必要な児童生徒在籍状況  
(文科省 2012a)

		公立学校総数	外国人児童生徒数	日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数	割合(%)	全公立学校に占める
小学校	児童数	6,642,740	17,154	4,609	0.3	
	学校数	21,166	3,489	1,771	24.9	
中学校	生徒数	3,269,779	7,558	1,240	0.3	
	学校数	9,860	1,844	597	24.8	
高等学校ほか	生徒数	2,471,827	2,301	322	0.1	
	学校数	4,716	431	157	12.5	

\* 豊明市立双峰小学校

\*\* 埼玉大学教育学部

表2 平成24年度都道府県別の日本語指導が必要な児童生徒在籍数(文科省 2012a)

県名	人数	県名	人数	県名	人数	県名	人数
北海道	101	東京	2,796	滋賀	1,052	香川	92
青森	47	神奈川	3,634	京都	408	愛媛	48
岩手	38	新潟	164	大阪	2,445	高知	28
宮城	96	富山	339	兵庫	904	福岡	535
秋田	57	石川	90	奈良	103	佐賀	22
山形	63	福井	102	和歌山	17	長崎	30
福島	57	山梨	278	鳥取	16	熊本	69
茨城	856	長野	546	島根	55	大分	44
栃木	655	岐阜	1,116	岡山	99	宮崎	38
群馬	959	静岡	2,759	広島	435	鹿児島	40
埼玉	1,455	愛知	6,991	山口	48	沖縄	128
千葉	1,348	三重	1,865	徳島	116	合計	3,3184

彼らの多くは、「バブル経済崩壊」や「リーマンショック」以降も日本に滞在し、滞日が長期化する中で、滞在外者同士の結婚や母国からの家族の呼び寄せにより定住化するようになった。

このような状況のなかにおかれている外国人児童生徒は、我が国の義務教育への就学義務は課せられていないが、公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合は、これを無償で受け入れており、受け入れた後は、授業料不徴収、教科書無償給与等を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障されている。

表3 平成24年度都道府県別の日本語指導が必要な児童生徒在籍学校数(文科省 2012a)

県名	学校数	県名	学校数	県名	学校数	県名	学校数
北海道	57	東京	987	滋賀	175	香川	43
青森	15	神奈川	809	京都	145	愛媛	38
岩手	19	新潟	91	大阪	580	高知	18
宮城	55	富山	107	兵庫	318	福岡	181
秋田	43	石川	39	奈良	49	佐賀	16
山形	38	福井	41	和歌山	14	長崎	22
福島	36	山梨	107	鳥取	13	熊本	53
茨城	246	長野	184	島根	38	大分	29
栃木	176	岐阜	219	岡山	56	宮崎	21
群馬	194	静岡	468	広島	120	鹿児島	24
埼玉	549	愛知	913	山口	26	沖縄	59
千葉	524	三重	286	徳島	48	合計	8,289

しかし、ドイツのように義務教育年齢の子供の就学に対する強制力はないため保護者のおかれている経済状態に起因する不就学児童生徒の問題や、そもそも教科書の漢字が読めなかったり言葉の理解ができなかったりしたまま授業が進んでしまうといったJSL (Japanese as Second

Language) の視点にたった教科教育の問題 (SGRA 2004) 等、国として日本語指導が必要な外国人児童生徒をどのように扱うべきかといった大きな問題への明確な道筋はない。

## 1. 2. 日本語指導教員の状況

このような日本語指導が必要な外国人児童生徒が公立小中学校に容易に就学できるようになるためには、プレクラスやプレスクールと呼ばれる、就学前の段階で日本語教育を受けることで学校生活で求められる日本語力を身につけられるようなJSLカリキュラムをすすめる場がもめられる。外国人児童生徒の教育に関して先進的な自治体では、公立学校への通学前段階でのJSLカリキュラム教育がすすめられているものの、運営するうえでのノウハウの不足や人材不足といった問題がある。しかも、このような事業は限られた自治体での話題 (プレスクール実施マニュアル検討会議 2009) であり、多くの自治体や学校ではそのような制度自体がないままである。

公立学校教職員の配置は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号) に基づき、各都道府県の実態に応じて決められており、日本語指導が必要な外国人児童生徒を指導するための専任指導教員の加配を実施するための条件は各都道府県によって様々である。結果としてそのような教職員を配置している自治体は平成24年度において6都道府県であり、単独事業として実施している自治体は54市町村にとどまっている。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する小中高校および中等教育学校と特別支援学校を合わせた学校数は5,764校であり、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の在籍学校数 (2,525校) と合わせた全学校数に対する割合は21.6%にのぼっている。しかも、そのなかで日本語指導が必要な外国人児童生徒が「1人」在籍する2,562校と日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が「1人」在籍する1,411校を合わせた学校数は、全体の47.9%を占めており、当該児童生徒が散在していることが十分うかがえる。

これらの統計値から、1校当たり当該児童生徒を指導する教員が極めて少ないことや、そもそも教員採用の段階で日本語指導教員の採用枠そのものがない中で、多くの当該教員が特別な研修を受ける事なく、宗教や文化の違う日本語指導が必要な児童生徒の指導にあたっていると考えられる。したがって、当該児童生徒数が散在している自治体に所属する学校ほど、身近に日本語の指導法を相談したり協力して指導にあたりたりする教員は極めて少ない可能性が高い。日本語指導が必要な児童生徒を指導する教員の置かれた現状の厳しさをあらわすと考え、このような教員の指導力の向上や支援の必要性を強く示唆している。

## 2. 目的

日本語指導の実践知がある程度集積している比較的経験の高い教員や学校では、指導の可能性のある児童生徒に対して生活言語や学習言語に関するアセスメントを実施したうえで、必要な児童生徒に対して、学習計画をたてて「取り出し授業」や「入り込み授業」等の学習支援を実施しているところは多い。

しかし、筆者の知るところアセスメントそのものは学校や地域によってばらばらであり、標準化されたガイドラインはみあたらない。文科省は、平成26年度から日本語指導が必要な児童生徒の実態を踏まえて、日本語指導の授業を「特別の教育課程」として位置づけ年間10時間から280時間の範囲で正規の授業として代替できるように制度改正する予定である（文科省 2013）。

したがって、日本語指導の経験知が低かったり、実践知が集積していなかったりする地域で日本語指導を担当する教員が、地域や教員によっては集積している実践知を共有化しながら協働的に指導法略を検討できるような支援モデルを構築することで、日本語指導が必要な児童生徒を指導するための指導力を向上できるようになると考える。その上で、それらを日常的に展開できる環境を検討することにより、将来的に宗教や文化の異なる日本語指導が必要な児童生徒に対して日本の教育課程を実施するうえで必要な環境整備のための考え方の提供を目指す。

## 3. 日本語指導の問題

### 3. 1. 日本語指導に対する教員の意識調査

日本語指導が必要な児童生徒への指導についてどのような問題意識をもっているかを調べるため、在籍児童の約20%を外国籍児童が占める愛知県公立A小学校の教員（N=12名）に対して、平成25年6月下旬から7月上旬にかけて表4に示した質問紙調査（多肢選択式および記述式）を実施した。

表4 外国籍児童の日本語指導のあり方に関する調査

<p>以下の設問に当てはまるものに○をつけてください。</p> <p>問1. あなたは、昨年度以前に日本語指導が必要な児童（以下外国人児童とする）を授業やクラス担任等で担当したことがありますか。</p> <p>1 ある 2 ない</p> <p>問2. 問1で 1 ある と答えたかたは、通算何年ほど担当されましたか。 ( )年くらい担当した</p> <p>問3. あなたが担当する学年は次のどれですか。さしつかえなければ学年をお書きください。</p> <p>1 低学年( )年</p>
--

- 2 中学年( )年
- 3 高学年( )年

問4. 現在、あなたが担当するクラス（または教科）に外国人児童はいますか。（複数回答可）

- 1 取り出しの日本語指導がいる児童がいる
- 2 取り出しほどではないが日本語指導が必要な児童がいる
- 3 日本語指導が必要な外国人児童はいない

問5. あなたが外国人児童を指導するうえで、必要だと感じる知識や技能を選んでください。（複数回答可）

- 1 対象児童の母語の語学力
- 2 日本語学習の指導法
- 3 教科の指導法
- 4 教科そのものの知識
- 5 日本語の知識
- 6 その他 ( )

問6. あなたが授業をすすめるうえで、外国人児童に対して、特に指導の困難さを感じる教科はどれですか。あてはまる教科をすべて選んでください。（複数回答可）

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1 国語  | 2 社会  | 3 算数  | 4 理科  |
| 5 生活  | 6 体育  | 7 図工  | 8 音楽  |
| 9 家庭科 | 10 道徳 | 11 学活 | 12 総合 |

問7. 外国人児童を指導するうえで、どのような点で困難さを感じますか。

- 1 外国人児童にあった個別指導目標の作成
- 2 学習スキルの指導
- 3 コミュニケーションスキルの指導
- 4 日常生活スキルの指導
- 5 問題行動への対応
- 6 学級経営
- 7 教材作成
- 8 宿題作成
- 9 成績評価
- 10 日本語指導担当や外国人児童の指導にかかわる他教員との関係
- 11 通訳との関係
- 12 特になし
- 13 その他 ( )

問8. 問7で困難さを感じる原因としてあてはまるものを選んでください。（複数回答可）

- 1 そもそも言葉が通じないこと
- 2 どの程度のコミュニケーションスキルかを十分把握できないこと
- 3 コミュニケーションをとるための時間がなかなかとれないこと
- 4 日本人の児童への対応に追われて外国人児童まで手が回らないこと
- 5 教科や日本語に関する知識が足りないこと
- 6 教科の指導法になれていないこと
- 7 日本語の指導法になれていないこと
- 8 その他 ( )

問9. 教科の学習で外国人児童を担当するうえで、もっともほしい人材はどういう方ですか。

- 1 通訳や翻訳等の母語ができる人が常時いる
- 2 通訳や翻訳等の母語ができる人が必要なときにいる
- 3 通訳等の母語が不十分であっても外国人児童に教科指導ができる人が常時いる

- 4 通訳等の母語が不十分であっても外国人児童に教科指導ができる人が必要なときにいる  
5 その他 ( )

問10. 教科の学習以外の活動（給食や朝の会等）で外国人児童を担当するうえで、もっともほしい人材はどういう方ですか。

- 1 通訳や翻訳等の母語ができる人が常時いる  
2 通訳や翻訳等の母語ができる人が必要なときにいる  
3 通訳等の母語が不十分であっても外国人児童に指導ができる人が常時いる  
4 通訳等の母語が不十分であっても外国人児童に指導ができる人が必要なときにいる  
5 その他 ( )

問11. 現在、授業（取り出し授業を含む）で外国人児童を指導する際に、支援の手だてとして用いている手段はなんですか。（複数回答可）

- 1 通訳による支援  
2 日本語指導担当による支援  
3 翻訳ツールによる支援  
4 日本語ができる共通母語の児童による支援  
5 その他 ( )

問12. 外国人児童の指導は、問10の支援の手だてで十分できていますか。

- 1 十分できている  
2 まあまあできている  
3 あまりできていない  
4 できていない

問13. 現在、授業以外の活動で外国人児童を指導する際に、支援の手だてとして用いている手段は何ですか。（複数回答可）

- 1 通訳による支援  
2 日本語指導担当による支援  
3 翻訳ツールによる支援  
4 日本語ができる共通母語の児童による支援  
5 その他 ( )

問14. 外国人児童の指導は、問12の支援の手だてで十分できていますか。

- 1 十分できている  
2 まあまあできている  
3 あまりできていない  
4 できていない

問15. 外国人児童の保護者との連絡手段として用いているものはどれですか。（複数回答可）

- 1 直接電話や訪問  
2 連絡ノート  
3 通訳等を介して連絡  
4 翻訳プリント  
5 子供を介して連絡  
6 その他 ( )

問16. 外国人児童の保護者との連絡は、問14で選んだ連絡手段でできていますか。

- 1 十分できている  
2 まあまあできている  
3 あまりできていない  
4 できていない

問17. 問15で用いる方法以外に有効と思われるものはどれですか。（複数回答可）

- 1 直接電話や訪問  
2 連絡ノート  
3 通訳等を介して連絡  
4 翻訳プリント  
5 子供を介して連絡  
6 FacebookやTwitterなどのSNS  
7 携帯やPC等のメール  
8 情報の共有化が可能な学校ホームページ等  
9 その他 ( )

問18. 今後欲しい情報は何か。（複数回答可）

- 1 日本語の指導法  
2 外国人児童の母語や文化  
3 他校の外国人指導事例  
4 児童を異文化に適応させるための指導方法  
5 異文化を理解するうえでの知識  
6 教科の指導法  
7 担当する外国人児童生徒のこと  
8 その他 ( )

問19. 問18で選んだ情報を得るうえで有効だと思う手立てを選んでください。（複数回答可）

- 1 リソースルームの学生  
2 職場の同僚  
3 グループが所属する組織（教員ならば教育委員会や近隣の学校・学生ならば大学）  
4 外国人児童生徒を指導するための研修会や講座（講義）  
5 FacebookやTwitterなどのSNS  
6 外国人児童支援をする団体  
7 携帯やPC等のメール  
8 情報の共有化が可能な学校ホームページ等  
9 情報を発信しているサイト  
10 外国人児童生徒支援リソースルーム  
11 その他 ( )

問20. 現在、外国人児童への指導で困っていることや改善すべきことがあればご記入ください。

問21. 現在外国人児童の保護者との対応で困っていることや改善すべきことがあればご記入ください。

問22. 現在外国人児童を担当する日本語指導員や通訳との関係で改善すべきことがあればご記入ください。

### 3. 2. 日本語指導補助員の必要性

外国人児童を指導する上で必要と感じる知識や技能のなかで、「対象児童の母語の語学力」を挙げた教員は91%であり、日本語の知識（45%）のほぼ2倍に上る。また、ほとんどの教員が「言葉が通じないこと」（81.8%）を外国人児童の指導をする上で困難さを感じる原因に挙げており、彼らを指導する上で「母語の語学力」を、必要とする知識や技能として考えているものの、日常的に多忙な状況では、その習得は容易ではなく、母語通訳が可能な指導補助員（以下、通訳と記す）の存在が大きいことがうかがえる。

その結果、教科学習では教員の54.6%が外国人児童の指導補助を期待する人材として通訳を求めており、教科外学習では72.7%にのぼる。このような指導補助員は調査校には計4名いるが、在籍する学級以外の教室での「取り出し授業」による日本語指導教員との日本語指導や在籍する学級内での「入り込み授業」による担任との指導、学校配布文書の翻訳や保護者との連絡対応等で時間的余裕はほとんどなく、教育活動への支援が十分であると感じている教員は27.3%に留まっている。しかも、授業以外で外国人児童を指導する際に必要とする人材として通訳を求める教員は100%である。外国人児童を指導する上で困難さを感じることで「日常生活スキルの指導」や「問題行動への対応」をあげた教員は72.7%に上り、「学習スキル指導」や「成績評価」といった教授活動に関わることがらよりも多い。また、その原因に81.8%の教員が「言葉の問題」をあげている。

当該校において平成25年1学期中に発生した問題行動（相手に嫌な事を言ったり、けったりするといった衝動的な行動や軽微ないたづら）は41件であったが、そのうちの23件（56.1%）が外国人児童が関わる事案であり、問題解決のために当事者である児童に対して担任が事情を聞き取りや指導、保護者への説明のために、通訳の支援は欠かせないことからその必要性は十分理解できる。

表5 質問紙調査に対する回答（一部）

## 問15. 外国人児童の保護者との連絡手段として用いているもの

1. 直接電話や訪問	18.2%
2. 連絡ノート	18.2%
3. 通訳等を介して連絡	81.8%
4. 翻訳プリント	54.6%
5. 児童を介して連絡	9.1%
6. その他	0%

## 問16. 上記以外で有効な手だてと思うもの

1. FacebookやTwitter等のSNS	0%
2. 携帯やPC等のメール	0%
3. 情報共有が可能な学校HP	9.1%
4. 通訳による連絡	9.1%

## 問7. 外国人児童を指導する上で困難さを感じる点

1. 外国人児童にあった個別指導目標作成	36.4%
2. 学習スキルの指導	54.6%
3. コミュニケーションスキルの指導	45.5%
4. 日常生活スキルの指導	72.7%
5. 問題行動への対応	72.7%
6. 学級経営	18.2%
7. 教材作成	18.2%
8. 宿題作成	36.4%
9. 成績評価	27.3%
10. 日本語指導担当や外国人児童の指導に関わる他教員との関係	18.2%
11. 通訳との関係	9.1%

## 問8. 問7で選んだ困難さの原因

1. そもそも言葉が通じないこと	81.8%
2. どの程度のコミュニケーションスキルかを十分に把握できないこと	45.5%
3. コミュニケーションをとるための時間がなかなかとれないこと	36.4%
4. 日本人の児童への対応に追われて外国人児童まで手が回らないこと	36.4%
5. 教科や日本語に関する知識が足りないこと	9.1%
6. 教科の指導法になれていないこと	0%
7. 日本語の指導法になれていないこと	9.1%

## 3. 3. 指導力向上で求められる環境

さて、外国人児童の保護者との連絡手段では、81.8%の教員が通訳を介しての連絡をあげ、翻訳プリントによる連絡も54.6%にのぼるものの、情報の共有化が可能な学校HPを選んだ教員は9.1%にすぎず、SNS、メール等の活用を有効な手段と考える教員は0%とICTを活用した手段への期待は極めて低い。

そもそも、平成23年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文科省 2012b）で、A小学校が立地するB市における教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は12.7人と全国平均（6.6人）の倍近い数字であることは、A小学校が、日常的な教育活動においてICTを活用できる環境であるとは言い難いことを示唆している。さらに、校務支援システムやグループウェアの整備率が0%であることを考え合わせると、A小学校の教員が日常的にICTを活用して教授活動をしたり、校務改善のためにICTを活用しているとは考えにくい。そのような環境下にあるA小学校の教員が、連絡ノートや翻訳プリント等の以前からある連絡手段に頼り、SNSやメールといったICTを活用した教育支援を想定しづらい可能性は十分あると考える。

しかし、ICTを活用することによる効果として、「教員への効果」においては「教員の指導方法・授業内容の改善」や「教職員同士のコミュニケーション活性化」といった項目での効果が高い（総務省 2012）ことは、日本語の指導が必要な児童生徒を取り巻く環境にICTを活用することによる指導力向上に対する期待感が高いことを示唆している。

## 4. 指導力向上の支援モデルとその環境の提案

## 4. 1. 日本語指導の支援モデルに基づく指導力向上モデル

先述の質問紙調査において、教員が指導の困難さを感じる教科として「国語」（82%）、「算数」（73%）、「社会」（55%）、「理科」および「道徳」（46%）をあげている。これらは、言語以外の手だてでの児童支援が可能な「体育」や「図工」と違い、言語による指導が主体の教科であることから、教員が通訳に頼らざるをえない場面がか

なり多い。また、授業以外の場面で「何かトラブルがあるたびに通訳と担任が事情の聞き取りに立ちあうため他児童の学習が滞る。」といった質問紙調査における教員のコメントから学習場面以外の活動場面でも通訳の重要性は高い。

その一方で、表7において教員が日本語指導をするうえで、今後欲しい情報として、「教科の指導法」や「外国人の母語や文化」よりも「異文化に適応させるための指導法」や「日本語の指導法」を選択していることは、指導の困難さを感じている「問題行動への対応」や「日常生活スキルの指導」といった点に関して、教員が通訳に頼らなくとも異文化の外国人児童に日本文化や様式を教授することで問題解決できるようになるためのよりよい指導法略を求めていることのあらわれであると考えられる。

表6 外国人児童を指導する際に困難さを感じる教科

(質問紙調査問6より)

1. 国語	81.8%	7. 図工	9.1%
2. 社会	54.6%	8. 音楽	0%
3. 算数	72.7%	9. 家庭科	9.1%
4. 理科	45.5%	10. 道徳	45.5%
5. 生活	27.3%	11. 学活	18.2%
6. 体育	0%	12. 総合	18.2%

表7 日本語指導をするうえで今後欲しい情報

(質問紙調査問17より)

1. 日本語の指導法	45.4%
2. 外国人児童の母語や文化	18.2%
3. 他校の外国人指導事例	36.4%
4. 児童を異文化に適応させるための指導方法	63.6%
5. 異文化を理解するうえでの知識	27.3%
6. 教科の指導法	9.1%
7. 担当する外国人児童生徒のこと	27.3%
8. その他 ( 欲しい情報はない )	9.1%

表8 今後欲しい情報を得る上で有効な手だて

(質問紙調査問18より)

1. リソースルームの学生	18.2%
2. 職場の同僚	27.3%
3. グループが所属する組織 (教育委員会や大学等)	0%
4. 外国人児童生徒を指導するための研修会や講座	18.2%
5. FacebookやTwitterなどのSNS	0%
6. 外国人児童支援をする団体	45.5%
7. 携帯やPC等のメール	0%
8. 情報の共有化が可能な学校ホームページ等	0%
9. 情報を発信しているサイト	0%
10. 外国人児童生徒支援リソースルーム	9.1%
11. その他 ( )	0%

したがって、図1のような教授活動や指導場面で通訳の代替になりうる支援モデルに基づいた指導環境を構築することで、日本語指導を必要とする外国人児童生徒へ

の自立的な指導が可能となり、日本語指導教員の指導力が向上するものと考えられる。また、そのほかの通訳の代替になりうる手だてとして、例えば学習場面において外国人児童自身が翻訳機能を備えたツールを活用して主体的に日本語学習や教科学習をすすめられるといったことも、教員や通訳の負担感を軽減しつつ、より多くの指導方略の獲得という点で日本語指導教員の指導力向上につながるものと考えられる。

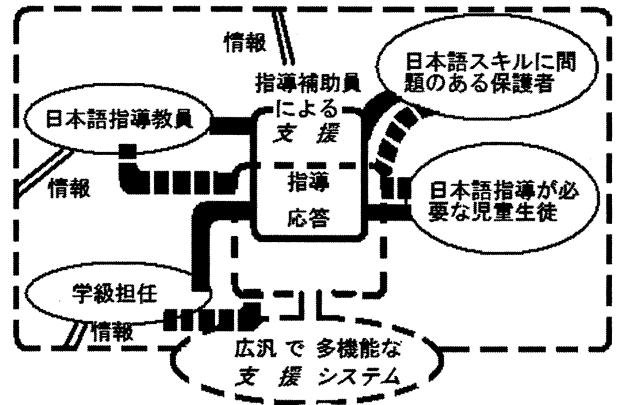


図1 日本語を指導する教員への支援モデル

加配教員として日本語指導をする教員であったり校内担当として兼務する日本語指導教員であったりと、制度によってその立場を左右されることで指導環境や内容にばらつきが大きい(白井 2011) 現状においては、学校間や地域間で形成しうる支援モデルにおける広汎で多機能な支援システムを連携させて、個々の日本語指導教員が習得した形式知や暗黙知の共有化をはかりながら図2のような指導力向上モデルに基づいて、協働的に指導実践をすることにより、それぞれが新たに身につける形式知や暗黙知を更に共有化することで、日本語指導教員の指導力向上が可能であると考えられる。

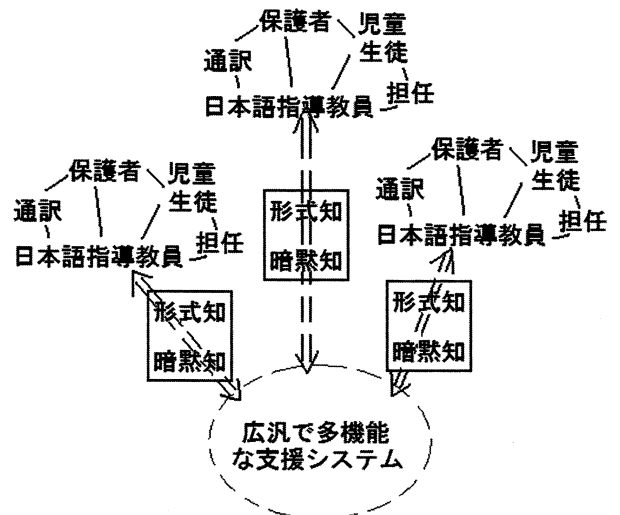


図2 日本語指導教員の指導力向上モデル

#### 4. 2. 指導力向上モデルを可能にする環境

通訳や複数年日本語指導を経験している教員へのヒアリングにおいて、「学校の日本語環境で日本語理解のための知識を習得しても、週末や長期休業中の環境が母語のみであるため、週明けや長期休業明けには、折角習得した知識を忘れてしまっている。」という意見がしばしば聞かれる。その一方で、多くの外国人児童生徒を抱えながらも、学校の枠を超えて組織的に対応しているところでは、当該児童生徒の日本語能力レベルに応じて段階的にシステム化された学習方略が提供されており、担任・通訳・日本語指導教員が役割に応じた指導を行うことで日本語指導が必要な児童生徒の生活言語習得から学習言語習得へのスムーズな流れを構築できている。

しかし、上述の例は当該児童生徒の日本語習得レベルによってその習得ペースには違いがあり一律に適応できるわけではない。日本語指導教員がその指導力を向上できるように必要な環境としては、①対象となる児童生徒の日本語能力をアセスメントできるテストについての知識や主語述語、目的語といった文法知識を習得させるための指導といった「形式知」を日本語レベルごとに引き出せる日本語習得のための教育課程が用意された環境、②例えばイスラム圏の女子児童生徒の保護者へのプール指導の際の紹介説明の手だてや取り出し授業で進度に差の出た児童生徒への対応の仕方といった「実践知」に基づいた「暗黙知」を共有できる環境の大きく2種類の環境の整備が必要であると考えられる。このように、日本語指導に必要な形式知と暗黙知を日常的に提供できることで、指導力向上が期待できると考える。

このような指導力向上が期待できる形式知や暗黙知を広汎に共有する支援システムに必要な機能として、(1) 日常的な母語に対する困難さを低減できる通訳の代替となりうる機能(2) 日本語の指導法などの「特別の指導課程」を編成し実施するうえで必要な情報収集ができる機能(3) 学校生活全般で児童生徒や保護者への効率的支援を可能にする実践知を共有できる機能があげられる。

今後、以上に示した支援環境を情報技術を用いて実現する支援システムに必要なこれらの機能の具体的な実現方法について検討し、今回の調査校において実践的に研究を続けていく予定である。

#### 謝辞

本研究での、質問紙調査にご協力いただいた愛知県B市立A小学校の先生方および関係各方面の方々に深く感謝申し上げます。

#### 参考文献

- 文科省 (2012a) 「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査 (平成22年度)」の結果について (概要)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/08/\\_icsFiles/afiedfile/2011/12/12/1309275\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/08/_icsFiles/afiedfile/2011/12/12/1309275_1.pdf) (参照日 2013. 7. 10)
- 文科省 (2012b) 教育の情報化の実態等に関する調査  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do> (参照日 2013. 7. 10)
- SGRA (2004) 日本は外国人をどう受け入れるべきか—地球市民の義務教育—, 第17回SGRAフォーラム講演録4 SGRAレポートNo.0028  
<http://www.aisf.or.jp/sgra/member/gcitizen/report/SGRAreport28.pdf> (参照日 2013. 9. 30)
- プレスクール実施マニュアル検討会議 (2009) プレスクール実施マニュアル, 愛知県, P. 4
- 文科省 (2013) 日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について (講演のまとめ)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/05/\\_icsFiles/afiedfile/2013/07/02/1335783\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/05/_icsFiles/afiedfile/2013/07/02/1335783_1_1.pdf) (参照日 2013. 10. 12)
- 総務省 (2012) 第4節TCTイノベーションによる「課題解決力」の実証, 平成24年版情報通信白書  
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/pdf/n1040000.pdf> (参照日 2013. 10. 9)
- 白井智美 (2011) 外国人児童生徒の指導に必要な教員の力とその形成過程, 大阪教育大学紀要, 第59巻第2号, PP. 73-91

## SUMMARY

### **A proposal of the leadership improvement model for various kinds of students who need Japanese education**

Soho Elementary School

*Toshiki HARAMIISHI*

Faculty of Education, Saitama University

*Tairo NOMURA*

**Abstract:** Because of changing the law of "Immigration Control and Refugee Recognition Act" in 1990, number of foreigners is growing up and the number of foreign students who need Japanese education is continuously growing up. On the other hand, the number of Japanese instructors is not enough. And there are various differences of situations of schools and those neighbor environment in Japan wide. This research aims to propose new leadership improvement model for supporting teachers who need to assist to foreign students to learn Japanese. And also propose the implementation outline by using information technology to share both formal knowledge and informal tacit knowledge among schools and teachers in Japan wide.

**Keywords:** Japanese education, JSL, leadership of teacher, tacit knowledge